

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年7月11日提出
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇治原 潔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【電話番号】	03 - 5533 - 4608

**【届出の対象とした募集（売
出）内国投資信託受益証券
に係るファンドの名称】**

ニッセイ全世界高配当株式ファンド（毎月決算型）為替ヘッジなし

*平成26年7月11日付で、「ニッセイ全世界高配当株式ファンド（毎月決算型）為替ヘッジなし」は「ニッセイ全世界高配当株式ファンド（毎月決算型）」から名称変更しております。

**【届出の対象とした募集内国
投資信託受益証券の金額】**

継続募集額 上限1兆円

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年5月9日をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」ということがあります）の記載事項を、信託約款の変更にともない新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出します。

【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

<訂正前>

ニッセイ全世界高配当株式ファンド（毎月決算型）
（以下「ファンド」または「ベビーファンド」ということがあります）

<訂正後>

ニッセイ全世界高配当株式ファンド（毎月決算型）為替ヘッジなし
（以下「ファンド」または「ベビーファンド」ということがあります）

（４）【発行（売出）価格】

<訂正前>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。

なお、委託会社へは後記「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

<訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

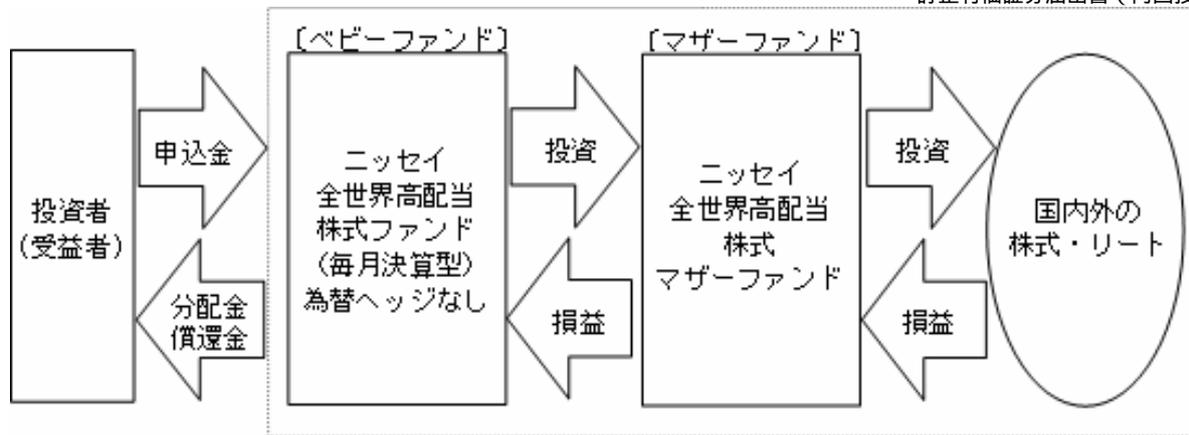
（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

原届出書「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「1 ファンドの性格」「（１）ファンドの目的及び基本的性格」の「運用の形態」および「ファンドの特色」について、以下の通り記載内容を訂正いたします。なお、記載のない項目につきましては、変更はございません。

運用の形態

（略）

<イメージ図>



ファンドの特色

(略)

毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配を行うことをめざします。

- ・配当等収益を中心に分配を行うことをめざします。
- ・ただし、3、6、9および12月の決算時には、基準価額が1万円を超えている場合、配当等収益に加え売買益（評価益を含む）等を勘案して分配を行うことがあります。



資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

(略)

(2) 【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成25年3月21日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

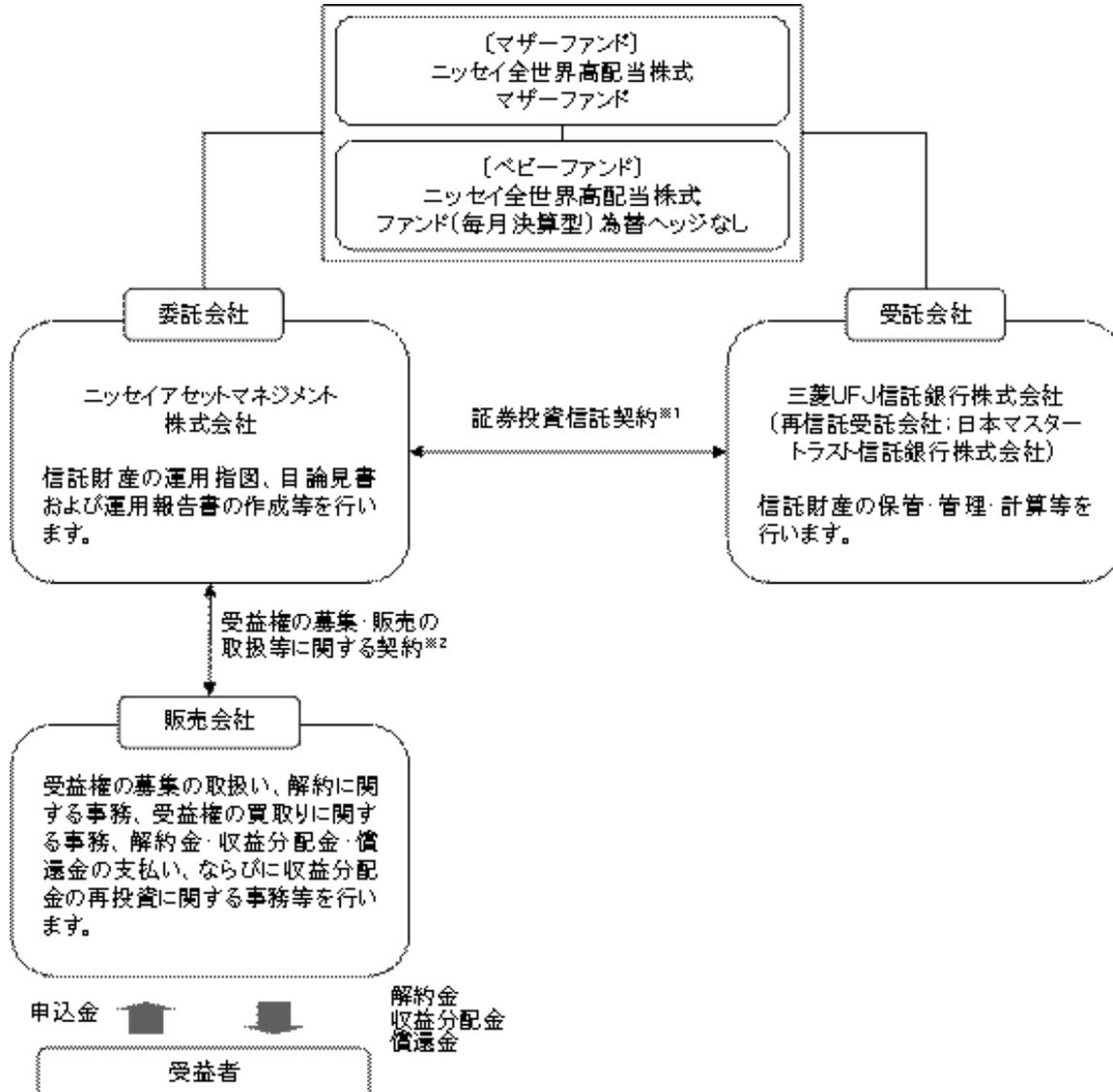
<訂正後>

平成25年3月21日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成26年7月11日 ファンドの名称を「ニッセイ全世界高配当株式ファンド（毎月決算型）」から「ニッセイ全世界高配当株式ファンド（毎月決算型）為替ヘッジなし」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

原届出書「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「1 ファンドの性格」「(3) ファンドの仕組み」について、以下の通り記載内容を訂正いたします。なお、記載のない項目につきましては、変更はございません。



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

(略)

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<訂正前>

（略）

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

（略）

<訂正後>

（略）

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

（略）

（3）【信託期間】

<訂正前>

平成25年3月21日から平成28年3月10日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

平成25年3月21日から平成31年8月13日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。